

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

[Vol.]
237
Jan. 2025



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます



特集

日常業務に役立つ 法的知識のポイント

「個人情報保護」および「記録管理と保存期間」について

〈連載〉

太田孝昭が語る 元気になる言葉・春夏秋冬

あけましておめでとうございます

弁護士
法人

社会保険
労務士
法人

税理士
法人

監査
法人

司法書士
法人

Total consulting firm

AG

Your Success, Our Mission.



あけましておめでとうございます

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございました。OAGコンサルティンググループが無事に新年を迎えることができましたのも、お客様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

「一年の計は元旦にあり」と古来から言われている様に、新年は何を実行するにしても、何を志すにしても、最も相応しい時であります。

OAGは何を実行するのか。何を志しているのか。我々が目指すものはOAGの経営理念の実行以外にありません。

口で言うことは簡単です。実行することは難しいんです。個々人が決意と行動力をもつことでしか成し得ません。これを実行することは、個々人の成長につながりません。個々人の成長はお客様への貢献となって現れ、お客様に期待以上の「カチ」を提供できます。そして、その成果は個々人へ還元され、幸せへと収斂していきます。

2025年がスタートしました。
一日一日を大切に過ごし、「カチ」ある人生にしていきましょう。



AG Philosophy
経営理念

Group Slogan グループスローガン
チャレンジが、明日を変える。

Purpose 存在意義
お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

Values 価値観
チャレンジ
半歩先を見つめたチャレンジが、未来を拓く。
とがりつなぎ
一人精鋭の「とがり」と、オールOAGの「つなぎ」を大切に。
スピード
お客様の「潜在コース」を発見し、スピード感をもって成長を支援する。
自立・誠実
自立した行動と誠実な心で、ステークホルダーとの信頼を築く。
幸せ
一人ひとりが輝く場をつくり、メンバーと家族の健康・幸せを実現する。



年頭のご挨拶動画
こちらよりご覧いただけます

令和七年一月
太田 孝昭



組織統合のお知らせ

「株式会社OAGアウトソーシング」
「株式会社OAGコンサルティング」

「株式会社OAGアウトソーシング」は、2025年1月より、「株式会社OAGコンサルティング」へ組織統合いたしました。グループにおける組織の最適化を図り、さらに充実したサービス提供と迅速な対応を実施してまいりますので、今後とも引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



OAGコンサルティング
コーポレートサイト



◆ 組織人事コンサルティング

人事制度構築支援

経営者の「想い」をカタチに。オーダーメイドで運用しやすい制度設計を支援します。

組織活性化支援

組織全体が自発的に行動し、主体性を持って前進できるしくみ創りを支援します。

労務・働き方改革支援

働き方が問われる時代だからこそ、労務リスクへの正しいアプローチを。

人的資本経営支援

人材価値を最大限に引き出し、中長期の企業価値向上の戦略策定をサポートします。

採用・人材定着支援

効果的な人材募集戦略と採用プロセスを提供します。

◆ アウトソーシング/人材サービス

経理・会計・労務業務アウトソーシング

専門知識を活用し、経理・会計・労務業務を効率化。コスト削減と法令遵守を実現します。

経理・労務専門の人材サービス

経理・労務の専門人材を提供するアウトソーシングサービス。各種専門職に対応します。



グループ概要



500人規模
OAGグループの全従業員は、OAGのお客様の成長に寄与するプロフェッショナル集団です。



専門資格150+
公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、社労士、行政書士をはじめとした専門資格保有数です。



創業35年+
令和5年(2023年)で創業35周年の節目を迎えました。



14法人
各法人のスペシャリストとしての「とがり」とグループ全体の「つなぎ」が強みです。



9拠点
9拠点を起点として、サービスをご提供します。



2024年
12月13日開催

AGミーティング

今回は「グランドニッコー東京 台場」で開催し、約500名が全国の各拠点から集結いたしました。
前回発表した中期経営方針の振り返りや新年度の方針などをグループ全体で共有する有意義な機会となりました。



(株)OAGコンサルティンググループ 代表取締役会長 太田孝昭

講演



(株)OAGコンサルティンググループ
可部哲生 社外取締役
弁護士、ニューヨーク州弁護士、
米国公認会計士、西村あさひ
法律事務所・外国法共同事業
オブカウンセル、東京大学大学院
法学政治学研究所(IBC)
客員教授
(元 国税庁長官)



(株)OAGコンサルティンググループ
清水喜彦 顧問
日本産業推進機構グループ
特別顧問、山梨県人会連合会
会長、国連UNHCR協会理事
(歴任:三井住友銀行 副頭取
および取締役副会長、SMBC
日興証券 代表取締役社長および
代表取締役会長、三井住友ファ
イナンシャルグループ 取締役)

基調講演 富田安紀子 様

さまざまな分野でご活躍され、山代流和太鼓師範でもある
ことから、基調講演だけでなく当日は太鼓の感動的なライブ
演奏をご披露いただきました。



Instagram ▶

OAGフィロソフィー、 中期経営方針の振り返りと進捗



(株)OAGコンサルティンググループ 代表取締役社長 太田隆介

各社方針の進捗説明



OAG税理士法人
代表社員 平田 実



(株)OAGコンサルティング
代表取締役 太田隆介



(株)FOODOAG
代表取締役 田中繁明



(株)OAG相続コンシェルジュ
取締役 飯島正博



OAG監査法人
代表社員 今井基喜



OAG弁護士法人
代表弁護士 清水陽介



OAG社会保険労務士法人
法人社員 三浦絵美



OAG司法書士法人
代表司法書士 大塚容子



西日本統括事業本部
取締役本部長 田中晋平

第6回 OAGチャレンジワード

前回同様に自薦賞と他薦（推薦）賞を設け、
人材育成の意識づけを高めると共にメンバー
のスキルアップを図ることを目的にしました。
自薦賞は16チーム、推薦賞は12チームがノミ
ネートされ、今回から新たに追加した「チャ
レンジ賞」を含めて、全社投票で各賞を決
定いたしました。



自薦賞 「社内DX × ILNプロジェクト」
「資産承継部の
相続案件管理の一元化」
「会議室管理システムの導入」

他薦賞 「OAGインターンシップ」
「経理アウトソーシング」
「申告書チェックリスト改定委員」

チャレンジ賞

「英語会話能力の習得」
「休耕田の再生と食を作る経験から持続可能な社会を考える」
「社内コミュニケーションツール」「月1インド映画鑑賞」「社内便封筒」

懇親会 ミーティングの後は、恒例の懇親会で盛り上がりました。



「個人情報保護」および「記録管理と保存期間」について

日常業務に役立つ法的知識のポイント

職場では、日々の業務の中でさまざまな決定や判断を求められることが多くあります。その中には、知らず知らずのうちに法的なリスクをはらんでいるものも少なくありません。今回は、職場で押さえておくと役立つ「個人情報保護」および「記録管理と保存期間」についてご紹介します。

OAG弁護士法人
磯貝 晶子



1. 個人情報保護

個人情報保護法は3年ごとの改正により厳格化されており（直近では、2025年度の通常国会で改正が行われる予定）、個人情報取扱事業者にあたる企業においては**適切に個人情報を管理すること**が求められています。例えば、適切な管理の方法の一つとして、利用目的を具体的に特定し、利用目的に従った個人情報の利用・管理を徹底した上で、利用が終了し保存の必要性がなくなったら速やかに個人情報を削除するなどの対応が考えられます。詳細は、PPC個人情報保護委員会のインターネットサイトに、法令・ガイドライン等の情報が掲載されています。

個人情報保護委員会サイト内
「法令・ガイドライン等」を
適宜ご確認ください



ポイント

- ★**個人情報を収集する際は、収集目的や使用範囲を明確にし、必要以上の情報を集めないことが重要です。**（個人情報保護法第18条「利用目的による制限」、第21条「取得に際しての利用目的の通知等」など参照）。情報を保管する際は、アクセス権を制限し、不必要なデータは速やかに削除・廃棄することで、情報漏洩リスクを最小限におさえましょう。特に顧客や従業員の個人情報を取り扱う際には、適切なセキュリティ対策を施し、管理責任を明確にすることが重要です。
- ★顧客の個人情報を第三者に提供する場合、利用目的が顧客の同意範囲を超えていると、個人情報保護法に違反する可能性があります。そのため、**事前に利用目的や提供先を明示し、必要な場合には顧客の同意を取得**しておかなければなりません。
- ★取得した個人情報の処理について、**保有する個人データについて利用する必要がなくなったときには、そのデータを遅滞なく消去するよう規定**しています。（個人情報保護法第22条）この規定の内容はあくまでも努力義務で罰則の適用を受けることはありませんが、マイナンバーの場合は取扱いが厳格で、利用目的終了時の消去は義務となっていますので注意が必要です。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第20条）

参考 PPC 個人情報保護委員会



一般社団法人 日本マイナンバー管理協会



2. 記録管理と保存期間

企業活動の中で作成された文書や取引記録は、法的な観点から適切に記録管理を行うことで、後のトラブルや監査対応にも役立ちます。これらは法的に定められた「最低限」の保存期間が義務付けられている法定保存文書とそれ以外の2種類に分けられます。法定保存文書で特に重要な契約書や会計記録などの文書は、会社法432条2項によれば10年、法人税法126条及び同施行規則59条によれば7年のものがあるため、**社内で適切な保管体制を整える必要**があります。保存期間を守らない場合は、トラブルに対応できないリスクがあります。

リスク

- ・後に利害関係人（株主、取引先など）からの問合せに答えられない
- ・訴訟の際の文書提出命令に応じられない
- ・税務調査で控除が外される
- ・会社法上の罰則（会社法第976条7号「過料にすべき行為」100万円以下の過料参照）や追徴課税（国税通則法第60条「延滞税」など参照）が課される可能性がある（直ちに適用されることはありません）

ポイント

- ★法定保存文書は、業種や内容によって異なる場合があるため、社内で定められたガイドラインなどに従って管理し、廃棄時期の判断に必要な書類の「起算日」についても併せて確認するようにしましょう。また、法定保存文書以外の書類でも、企業にとって非常に重要な内容の書類は一般的に「永久保管が妥当」と解釈されています。永久保管するだけの価値ある書類のため、紛失したり破棄したりしないよう、大切に扱きましょう。



保存年数	文書名	根拠法令
経理・税務関連	10年保存 計算書類および付属明細書（貸借対照表、損益計算書など）、会計帳簿および事業に関する重要書類（総勘定元帳、株式台帳など）	会社法
	7年保存 ①取引に関する帳簿（仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳など）、決算に関して作成された書類（棚卸表など）など ②電子取引の取引情報に係る電磁的記録（注文書、契約書、領収書、見積書など） ③有価証券の取引に際して作成された証憑書類（有価証券受渡計算書、売買報告書など）	①法人税施行規則 ②電規・法人税施行規則 ③法人税施行規則
人事・労務	5年保存 ①従業員の身元保証書、誓約書などの文書 ②重要な人事に関する文書、労働組合との協定書	①身元保証法 ②労働基準法、労働基準法施行規則
	4年保存 雇用保険の被保険者に関する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など）	雇用保険法施行規則
	3年保存 ①年次有給休暇管理簿、労使委員会議事録など ②派遣元管理台帳、派遣先管理台帳 ③労働者名簿、雇入または退職に関する書類	①労働基準法施行規則 ②労働者派遣法 ③労働基準法
	2年保存 ①雇用保険に関する書類（雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届など） ②健康保険・厚生年金保険に関する書類（被保険者資格取得・資格喪失等通知確認書など）	①雇用保険法施行規則 ②健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則
総務関係	永年保存 定款、株主名簿、官公署への提出文書、官公署からの許可証・認可証、社報など（いずれも保存義務はないが、文書の性格上、永年保存が望ましい）	—
	10年保存 株主総会議事録（本店のみ。支店は写しを5年）、取締役会議事録、監査役会議事録など	会社法
	5年保存 ①貴金台帳、労働者名簿、社員出勤簿、災害補償に関する書類など ②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、産業廃棄物処理の委託契約書	①労働基準法、労働基準法施行規則 ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
	3年保存 四半期報告書、官公署関係の簡易な認可・出願などの文書、一般の社内会議記録、業務日報、什器・備品台帳など	金融商品取引法
1年保存 臨時報告書、当直日誌、住所・姓名変更届、調査書類など	金融商品取引法	

図表：OAG弁護士法人オリジナル

OAG弁護士法人は、豊富なノウハウを持つ弁護士集団です。

OAG弁護士法人は、個性豊かな弁護士がお客さまに積極的に寄り添い、円滑な企業運営を促進するためにさまざまなお手伝いを行っております。ご不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。



【お問合せ先】 OAG弁護士法人 Tel. **03-3234-9700**

“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



OAG社会保険労務士法人
三浦 絵美 (社会保険労務士)

知っておきたい！

『離職票に記載する離職理由』について

従業員が退職するとき、雇用保険の手続きで記載する離職理由は、退職する従業員だけでなく企業にも影響することがあり、双方で正しく認識を合わせて離職票を作成することが重要です。今回は、離職理由を正しく把握することの重要性や、離職理由が基本手当（いわゆる失業保険）の受給内容及び影響について解説します。

離職証明書と離職票

従業員が退職するときの雇用保険の手続きにおける書類には以下があります。

●雇用保険被保険者離職証明書

(以下、離職証明書：会社がハローワークへ提出する書類)

●雇用保険被保険者離職票-1、雇用保険被保険者離職票-2

(以下、離職票：ハローワークが退職者の離職を公的に証明する書類)

「離職証明書」と「離職票」は、会社がハローワークへ提出するまでとハローワークからの交付以降で呼び名が変わります。



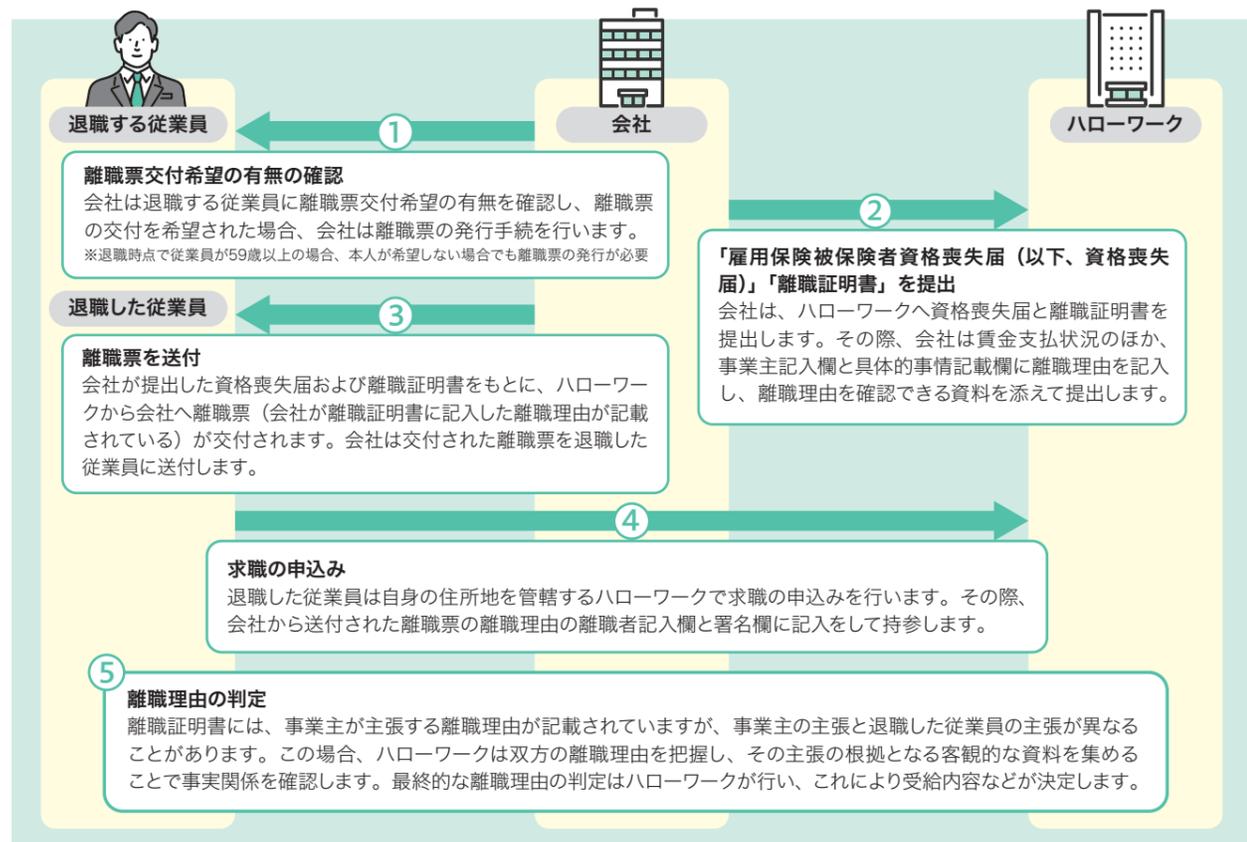
離職理由の重要性

離職証明書に記載する離職理由は、退職する従業員と会社の双方にとって重要な要素です。

従業員にとっては、離職理由が会社都合退職なのか自己都合退職なのかにより、退職後に受給する基本手当の内容（受給日数や受給開始時期など）が大きく変わってきます。会社にとっては、退職した従業員の離職理由によっては助成金を申請できない場合もあります。

離職理由の判定の流れ

ここでは離職理由の判定の流れについて、離職証明書と離職票の手続きも踏まえて説明します。



受給資格の種類

退職する従業員が失業給付を受給する場合、離職理由の判定を踏まえて受給資格が決定します。被保険者として雇用されていた期間や離職理由などにより、基本手当の内容（受給日数や受給開始時期など）が決まります。

受給資格の種類は「特定受給資格者」「特定理由離職者」「一般受給資格者」の3つに分けられ、受給資格の判定は、離職理由や雇用契約期間の定めの有無などによって異なります。特定受給資格者の場合、再就職のための時間的な余裕がないまま離職を余儀なくされるため、他の受給資格者に比べて支給内容が手厚くなっています。また、特定理由離職者については、離職理由によりさらに受給内容が異なります。

基本手当を受給するためには、前提として失業の状態にあることと、離職日以前の期間の間に一定以上の雇用保険の被保険者であった期間が必要です。

受給資格の種類	受給判定	受給資格
特定受給資格者	・勤務先の倒産や解雇などの会社都合による離職 ・雇止めによる離職(通算契約期間3年以上かつ契約更新1回以上)	・被保険者期間が12カ月以上(離職した日以前2年間)なくても、6カ月以上(離職以前1年間)
特定理由離職者	・期間の定めのある労働契約の更新が無かった(特定受給資格者、契約期間満了で更新を希望せず退職となった人を除く) ・その他やむを得ない理由により離職	・被保険者期間が12カ月以上(離職した日以前2年間)なくても、6カ月以上(離職以前1年間)
一般受給資格者	・転職など従業員の個人的な事情により離職 ・契約期間満了による退職者(特定受給資格者、特定理由離職者以外の者) ・定年退職者	・被保険者期間が12カ月以上(離職した日以前2年間)

特定受給資格者および特定理由離職者の詳細な判断基準については、右記を参考にしてください。

参考：厚生労働省
『特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準』



所定給付日数

所定給付日数とは、受給資格に基づき基本手当を受給できる日数をいい、受給資格者の区分や、被保険者であった期間や年齢によって所定給付日数が異なります。なお、特定理由離職者のうち、期間の定めのある労働契約の更新がなかった場合については、令和7年3月31日までの間、特定受給資格と同様の所定給付日数となります。具体的な給付内容については次の図を参考に確認することができます。

表1：特定受給資格者及び一部の特定理由離職者
(期間の定めのある労働契約の更新がなかった場合)

区分	年齢	被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
区分	30歳未満		90日	120日	180日	-
	30歳以上35歳未満		120日		210日	240日
	35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

表2：一般受給資格者及び特定理由離職者
(表1に該当しない者)

区分	年齢	被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
区分	全年齢	90日(※)	90日	120日	150日	

※特定理由離職者については、被保険者期間が6か月（離職以前1年間）以上あれば基本手当の受給資格を得ることができます。

出典：ハローワークインターネットサービス
「基本手当の所定給付日数」



給付制限

基本手当の支給開始は、求職の申込みをしてから7日間の待機期間が満了した後からとなります。ただし、一般受給資格者の中でも自己都合により離職した人は待機期間が満了した後に2カ月または3カ月(※)の給付制限期間があり、支給開始までに時間がかかる場合があるため、注意が必要です。
※通達の改正により、自己都合により離職した人の原則の給付制限期間は2025年4月1日より2カ月から1カ月に短縮されます。ただし、5年間で3回以上の自己都合退職の場合には給付制限期間は3カ月となります。

おわりに

離職理由は、退職する従業員が基本手当を受給する際や企業の助成金申請の際に影響します。会社は離職理由を正しく把握し、離職票へ反映させることが大切です。今回紹介した内容を踏まえて、適切に手続きを行うことをおすすめします。



OAG社会保険労務士法人では、人事・労務のさまざまなご相談をお受けいたします。お気軽にお問い合わせください!

OAG社会保険労務士法人
Webサイト



マルチ戦略ファンドへの投資 — 合理性と優位性 —

「卵はひとつのカゴに盛るな」という格言があります。卵をひとつのカゴに盛れば、そのカゴを落とした際にすべての卵が割れてしまう可能性があります。しかし、複数のカゴに分けて盛ることで、一部のカゴが壊れても、他のカゴの卵は無事でいられる——分散投資の重要性を説くこの言葉は、金融の世界にも通じる教訓です。

近年、ヘッジファンド業界では、規模の大きさ、分散投資の多様性、そして卓越したリスク管理を特徴とするマルチ戦略ファンドが注目を集めており、その合理性と優位性が再評価され、長期的な投資対象として脚光を浴びています。

マルチ戦略ファンドとは

株式、債券、為替、商品といった多岐にわたる投資対象を扱い、株式ロング/ショート(割安株を買い、割高株を売る戦略)、グローバル・マクロ(各国の経済や政策を見極めた投資戦略)、イベント・ドリブン(企業のM&Aや再編など特定イベントを予想した戦略)、クオンツ(AIやアルゴリズムを活用した分析による運用)といった多様な運用戦略を柔軟に組み合わせることで安定したパフォーマンスを目指すファンドで、特に近年のような市場の変動が激しい環境下でも、多様な戦略を機敏に切り替えることにより、安定した収益を追求しています。

ファンドの特徴

● 規模による効果

資本の集積、つまり運用残高の拡大と効率化に伴い、時間の経過とともに好リターンとなり、投資家の長期的な利益に一致するとみられています。ファンド規模を背景に、高い報酬は若くて有能な人材を惹きつけ、適切な戦略が超過収益を生み出し、強固なパフォーマンスにつながります。最近、AIを駆使した機械学習によるシステム取引が発達し、投資決定に大幅に貢献しているようです。

● 分散投資

世界中で多数の優秀なトレーディングチームを持ち、多種多様な戦略を採用し、分散投資を行うため、好機をと

らえた最適な資本配分を追求することができます。単一戦略ファンドに比べ、柔軟性が高く、株式や債券などの伝統的な資産クラスへの相関を抑え、市場低迷の影響を緩和することが可能です。

● リスク管理

トレーディングチームごとにドローダウンやファクター値の制限を設け、専門チームがリスク管理を横断的に一元管理し、ファンド全体の安定性を確保するケースが多いようです。



くとうみAI証券株式会社
—世界の名門オルタナティブ投資商品を提供—

くとうみAI証券株式会社

代表取締役社長：李 達

所在地：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号丸の内仲通りビル607

登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1627号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

設立：2007年2月22日



コーポレート
サイト



YouTube
チャンネル

資料提供：くとうみAI証券株式会社 【広告審査番号：AD2024113】

安のカメラ紀行

下町歴史探訪 第7弾 深川・小伝馬町・人形町

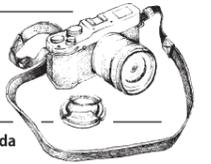


Photo by Yasuyoshi Wada

竹馬の友との7回目の下町歴史探訪の旅は、秋の穏やかな日差しの中、下町のパワースポット巡りをしてきました。今年、二人とも後期高齢者となったので、祈願するのは「健康長寿」と「家内安全」です。



▲深川不動尊

最初に訪ねたのは地下鉄東西線の門前仲町駅近くに鎮座する成田山新勝寺の東京別院である深川不動尊(正式には深川不動堂)です。力強い護摩祈禱や、神秘的なクリスタルの回廊が人気のようですが、土曜日だったので七五三参りの親子連れが多く、本堂内は写真撮影が禁止なので、本堂には入らず玄関からの参拝になりました。



▲富岡八幡宮



▲横綱力士碑



▲横綱力士の刻印



▲伊能忠敬の像

深川不動尊のすぐ隣には富岡八幡宮があります。この神社は江戸勤進相撲の発祥地として知られ、現在の大相撲の前身となる相撲文化のルーツを持っています。富岡八幡宮は、横綱に昇進した際の土俵入りが行われ、四股名が刻まれる特別な場所でもあります。境内には横綱・大関力士碑が建立されており、相撲界の偉大な力士たちの功績を称えています。さらに、大鳥居の傍らには測量の先駆者・伊能忠敬の像もあり、彼が深川に住んでいたこと、測量の旅に出る前には必ずこの神社を参拝していたことが伝えられています。境内には日本一大きなお神輿も安置されており、その迫力と豪華さに圧倒されました。

次に、地下鉄を利用して伝馬町牢屋敷跡へ向かいました。ここは吉田松陰や高野長英、さらには鼠小僧が収監された



▲小伝馬町牢屋敷の模型



▲現存する牢屋敷の石垣

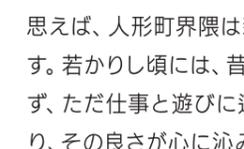
歴史的な場所です。彼らの足跡を辿り、幕末の動乱期に思いを馳せることができました。その後、下町情緒あふれる人形町へと移動し、東京一のパワースポットとして名高い小網神社を訪れました。実は今年の1月2日に初詣に訪れましたが、早朝8時にもかかわらず、すでに数百メートルの行列で大混雑していた神社なのです。それだけご利益があると信じてお参りに来ている人がたくさんいると想像できますが、僕もその一人であります。



▲人形町商店街にあるからくり櫓



▲水天宮



▲水天宮

さらに、西郷隆盛の屋敷跡や人形町商店街のからくり櫓の横を通り、安産・子授けの神様として知られる水天宮にも足を運び歴史の深さを感じるひとときでした。旅の締めくくりには、美味しい鯛焼きで有名なお店に立ち寄り予定でしたが、長蛇の列を見て諦めることに…。残念ではありましたが、後期高齢者となった友人と共に下町の歴史を探訪し、また昔話に花を咲かせながら貴重な時間を過ごすことができました。

思えば、人形町境界は新卒から36歳頃まで過ごした街です。若かりし頃には、昔ながらの風情がある街並みも知らず、ただ仕事と遊びに邁進していました。今この年齢になり、その良さが心に沁みるとは、人生とは何とも奥深いものだと感じた今回の下町歴史探訪でありました。

安の今月の一句

「幸求め 秋も賑わう 小網神社」



こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。



▲執筆：和田 安義



セミナー報告

「女性のためのらくらく相続®セミナー」を開催しました

昨年11月22日、及び12月3日・5日の3日間にわたり、OAG税理士法人東京ウエスト主催の相続セミナーを行いました。

この「らくらく相続®セミナー」は、開催10年目となる人気のセミナーです。その年の税制改正の内容をふまえ、相続と贈与について税理士が分かりやすく解説しています。今回も約50名の方にご参加いただきました。

受講された皆さまは「相続の知識を身につけたい」「将来、子供たちが困らないようにしておきたい」「賢く贈与したい」などの思いから、とても熱心に受講されていました。個別相談のお申し込みも非常に多く、開催後の12月10日を「無料相談DAY」として皆さまのご相談をお受けしました。

セミナー情報などをお届けします

東京ウエストLINEアカウント▶



木村美砂 (税理士) OAG税理士法人 東京ウエスト



落田 徹 (税理士) OAG税理士法人 東京ウエスト

セミナー報告

「未来をつなぐ人生設計～丁寧な終活と賢い相続対策～」を開催しました

昨年12月6日に東京市ヶ谷にあるOAGコンサルティンググループの本社3Fにて、個人のお客様向けに「終活」と「相続」をテーマとした無料セミナーを開催しました。第一部では講師に株式会社OAGウェルビーR代表取締役 黒澤 史津乃が登壇し、「終活の第一歩で見つける、自分の未来」と題して、終活における一番大切な視点について解説しました。

第二部ではOAG税理士法人 チーム相続 部長 奥田周年 (税理士) が登壇し、「相続VS贈与～どちらが得か?知って得する賢い選択」と題して、財産の引き継ぎ方に関して検討されている方にとっては大きなテーマでもある相続と贈与について解説しました。ご来場いただいた皆さまは熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

今回は1月28日 (火) の開催です。シリーズ第2弾として、【終活】をテーマにご自身の価値観を探るためのワークショップも予定しています。是非ご参加ください。



黒澤 史津乃
株式会社OAGウェルビーR 代表取締役



奥田周年 (税理士)
OAG税理士法人 チーム相続 部長

Total consulting firm



本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームポートライゾンビル
TEL:03-3237-7500
FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田隆介
■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)
■制作・印刷: 株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。

■札幌

〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通4階
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■仙台

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
TEL: 022-209-5339

■埼玉

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■千葉

〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町1-17
JPR千葉ビル8階
TEL: 043-215-8360 FAX: 043-215-8361

■東京ウエスト

〒182-0024
東京都調布市布田4丁目6番地1
調布丸善ビル3階
TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

■富士吉田 (計算センター)

〒403-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL: 0555-73-8571

■名古屋

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪

〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
進和江坂ビル7階
TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡

〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651



コーポレート
サイト



メルマガ登録



YouTube



OAGグループ
X (旧Twitter)



相続税ならOAG
X (旧Twitter)

